中学校教諭一種免許状（保健体育）取得に係る科目【日本体育大学　児童スポーツ教育学部　（児童スポーツ教育コース）】

教員免許法に定められた内容					本学が課程認定を受けている内容					
第一欄	教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項（平成28年改正法　令和3年省令改正）		最低修得単位数	児童スポーツ教育学部 児童スポーツ教育学科 児童スポーツ教育コース ・2023年度以降入学者適用カリキュラム※(イ)	単位数	開講年次	★必修☆選択△自由	大学が定める免許取得に必要な単位数	※「教育実習」履修要件科目前年度末までに修得する
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	体育実技	28	運動方法・水泳　※(ロ)	1	1年次	★	1	
					運動方法・陸上競技	1	1年次	★	1	
					運動方法・ダンス(フォークダンスを含む)	1	2年次	★	1	
					運動方法・ソフトボール(野球を含む)	1	2年次	★	1	
					運動方法・球技A(ゴール型)	1	2年次	★	1	
					運動方法・球技B(ネット型)	1	2年次	★	1	
					運動方法・体つくり運動(体操)	1	3年次	★	1	
					運動方法・器械運動	1	3年次	★	1	
					運動方法・武道(柔道)	1	1年次	☆	1単位以上	
					運動方法・武道(剣道)	1	1年次	☆		
					運動方法・武道(相撲)	1	1年次	☆		
			「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)		スポーツ哲学	2	1年次	★	2	
					スポーツ心理学	2	3年次	★	2	
					スポーツ経営管理学	2	3年次	★	2	
					スポーツ社会学	2	3年次	★	2	
					スポーツ史	2	2年次	★	2	
					トレーニング学	2	2年次	★	2	
			生理学(運動生理学を含む。)		スポーツ生理学	2	1年次	★	2	
			衛生学・公衆衛生学		衛生学・公衆衛生学(運動衛生学を含む)	2	1年次	★	2	
			学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)		学校保健(小児保健・精神保健を含む)	2	2年次	★	2	
					学校安全(救急処置を含む)	2	3年次	★	2	
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)			体育科教育法	2	2年次	★	2	
					保健科教育法	2	2年次	★	2	
					体育科教育実践法	2	3年次	★	2	
					保健科教育実践法	2	3年次	★	2	
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		10	教育原理	2	1年次	★	2	◎
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			教師論	2	1年次	★	2	◎
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			教育の制度と経営	2	3年次	★	2	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			教育心理学	2	2年次	★	2	
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			特別支援教育概論	2	3年次	★	2	
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			教育課程論	2	2年次	★	2	
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法		10	道徳教育の指導法	2	1年次	★	2	◎
		総合的な学習の時間の指導法			特別活動及び総合的な学習の時間の指導法　※(ハ)	2	1年次	★	2	◎
		特別活動の指導法								
		教育の方法及び技術			教育の方法及び技術(情報通信技術の活用を含む)　※(ハ)	2	2年次	★	2	
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法								
		生徒指導の理論及び方法			生徒指導論(進路指導・キャリア教育を含む)　※(ハ)	2	3年次	★	2	
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法								
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			教育相談(カウンセリングを含む)	2	3年次	★	2	
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習		5	教育実習(事前事後の指導を含む)　※(ニ)	5	4年次	★	5	
		教職実践演習		2	教職実践演習(小・中)	2	4年次	★	2	
第六欄	大学が独自に設定する科目			4	※第二欄～第五欄において、法令上定める最低修得単位数を超えて修得した単位は、第六欄「大学が独自に設定する科目」において、法令上必要とされる単位数に充当することが可能とされている。本教職課程認定の第二欄～第五欄は、各欄で法令上必要とされる、最低修得単位数を超える単位数で科目を設定しているため、第六欄へ科目を設定していない。					
必要な単位数計				59	合計				66単位以上	

教員免許法施行規則(第66条の6)に定める科目	日本国憲法	2	法学(日本国憲法)	2	1年次	★	2	
	体育	2	運動方法・水泳　※(ロ)	1	1年次	★	1	
			児童スポーツ教育論	2	1年次	★	2	◎
	外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅠ	1	2年次	★	1	
			英語コミュニケーションⅡ	1	2年次	★	1	
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報処理(情報機器の操作を含む)	2	1年次	★	2	
必要な単位数計		8	合計				9	

※教育職員免許状取得に必要な本表で定める各科目の必選区分は、以下の記号で示すとおり。各学科等のカリキュラムにおける、卒業に必要とされる単位修得の必選区分とは異なるため注意すること。

★：必修科目・・・必ず単位を修得しなければならない科目　☆：選択科目・・・本表「大学が定める免許取得に必要な単位数」欄に定めるとおりに単位を修得しなければならない科目

△：自由科目・・・教育職員免許状の取得にあたって単位の修得は不要だが受講および単位の修得が推奨されている科目

※(イ)当該カリキュラムは小学校教員の養成を主たる目的としているため、小学校教諭一種免許状に加えて中学校教諭一種免許状（保健体育）の取得が可能となる。

※(ロ)「運動方法・水泳」は単位を取得することで第二欄「体育実技」および教員免許法施行規則第66条の6に定める科目「体育」を満たす。

※(ハ)当該科目は1科目で法令上における複数の区分の内容を満たす認定を受けている。

※(ニ)教育実習は小学校で実施する。